

# 平成 27 年度 事業計画

## I はじめに

少子高齢化の進展，核家族化，家族機能の低下，地域の相互扶助機能の弱体化等に伴う，人と人とのつながりの希薄化によって，今日の地域社会においては，孤独死や引きこもり，虐待や悪徳商法などの権利擁護問題，買物・介護難民等，多くの福祉課題が生じています。

また，長引く経済の低迷による失業や，非正規雇用労働者の増加等により「格差・貧困」が顕在化するなど，複雑化した生活課題は，行政による従来型の縦割り支援だけでは解決が困難となりつつあります。そうしたことから，地域社会においては，この対応策として，地域社会における「地域住民主体の新たな支え合いの仕組み」の構築が求められています。

地域福祉の推進を使命とする本協議会は，これまでに培った経験を活かして，既存の制度福祉利用者に対象を限定することなく，深刻な生活課題を抱える地域住民一人ひとりに対して，迅速かつ丁寧に，質の高いサービスを提供するとともに，小地域ごとに展開される地域福祉活動を支援します。

## II 事業方針

本協議会は，社会福祉法に規定された地域福祉を推進する中核的な団体として，誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる支え合いのあるまちづくりを推進することを使命としています。

本年度も，昨年度に引き続き，本協議会の中長期の経営指針である「高知市社会福祉協議会発展・強化計画」（平成26年度～平成30年度）に基づき，次の重点項目を掲げて事業を実施します。

また，本年度は，介護保険制度や障害者総合支援法の見直し，生活困窮者自立支援法の本格実施など，福祉制度等の大きな節目の年となるため，これらへの対応を進めるとともに，地域住民主体を原則として，地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会，行政，地域の専門機関，社会福祉法人など，各種関係団体との連携をより一層強めながら，地域で生活課題を抱えた一人ひとりを支えることができる仕組みづくりに取り組みます。

### Ⅲ 重点項目

#### 1. 社協運営，経営基盤の確立

社協の行う事業は，その使命を達成するために自ずとその事業範囲は広範囲にわたることから，法人としての経営管理や，計画的な事業執行を行うための組織管理がより重要になってきています。本協議会では，継続して取り組んできた自主事業や介護保険事業，補助・受託事業等の中長期的・経営的視点から，効率的かつ効果的な事業運営の実施に向け法人全体で一体的に検証・見直しを行い，経営基盤の強化を図ります。

また，職員の能力と意欲を活かす研修制度の確立，キャリアパス制度の導入などの人材育成の強化に努めるとともに，財務，経理等の会計業務の円滑化を図るため公認会計士と契約を締結するなど，組織体制の強化を図ります。

#### 2. 地域福祉活動推進計画を柱とした地域福祉活動の推進

平成 25 年度策定した地域福祉活動推進計画見直しの時期を迎えるに当たり，これまでの取組を検証し，今後の計画推進を更に強化していきます。

計画の重点項目である「お互いさまの住民意識づくり」については，平成 26 年度から制度化し，徐々に拡大している「福祉委員」について，地域の実情を考慮しながら，更に増員に努めます。

また，平成 26 年度から普及活動を展開している「ほおっちょけんバッジ」について，今年度も普及促進を強化することと並行し，気軽にできるボランティアであり今後地域の担い手として期待される「気くばりさん」登録者数の増加に努めます。

高知市地区社会福祉協議会連合会（地区社連）は，創立から 2 年目を迎えますが，地区社協活動活性化のため，地域活動の情報発信・共有，経験交流の場となるよう，事務局として，研修，意見交換の場をコーディネートするとともに，広報活動の向上に努めます。

高齢者のボランティア活動，介護予防の推進に寄与する「こうち笑顔マイレージ」については，引き続き円滑な運営を行います。

本年度は地域福祉活動推進計画第 I 期中間見直しを迎えるため，折返点以降もより着実に計画推進できるよう，これまでの活動や実績の総括を行うとともに，積極的に地域に出向き，広聴活動も強化しながら着実な計画推進につなげていきます。

### 3. 権利擁護機能・総合相談支援機能の確立

成年後見事業，日常生活自立支援事業，生活福祉資金貸付事業，障害者相談支援事業等を一体的に展開することにより，総合的な権利擁護機能の確立と既存制度の活用に留まらない総合的な相談窓口としての機能の充実に努めます。

成年後見事業，日常生活自立支援事業については，同一フロアで事業実施をしている地域福祉課と生活困窮者の支援を行う「高知市生活支援相談センター」との連携を深め，地域で課題を抱えた方々への支援がスムーズにできるよう機能の充実に図ります。

生活福祉資金貸付事業については，生活困窮者自立支援法の施行に伴う高知市生活支援相談センターとの協働により自立相談支援事業，家計相談支援事業等と連携して円滑な事業実施に努めます。

障害者相談支援事業については，市の委託事業として高知市北部エリアを新たな担当地区とし，障害児・者及び家族に対する総合相談窓口機能の充実に努めます。

### 4. 在宅福祉サービス等の経営基盤強化

障害者総合支援法，介護保険法等の改正に伴い，国や自治体が示す実施スケジュールへの対応に加えて，本会が運営するサービスの社会的，地域的な需要と供給のバランスにも着目しながら，現在，実施している事業を検証するとともに，以下のとおり本年度の重点項目を掲げて，新たなサービス展開に努めます。

- ・課・拠点を横断する協働体制の推進による持続可能な事業運営
- ・経営感覚に優れた人材の育成による継続的な組織力強化
- ・平成 27 年度の制度改正に沿った柔軟な事業展開

## IV 事業計画

### 1. 組織経営管理体制の整備推進

常に時代のニーズに応えられる社会福祉協議会を目指し、公共性と民間性を合わせ持つ団体として、地域住民から信頼される組織づくりに努めます。

#### (1) 理事会, 評議員会及び役員会の開催

- ①経営判断に必要な情報の提供に努めます。
- ②独自の勉強会（研修会）の開催と県社協主催の研修会への参加案内を行います。

#### (2) 委員会等の開催

- ①生活福祉資金調査委員会, 事業部収益金配分委員会, 表彰者選定委員会, 社会福祉大会準備会, 成年後見サポートセンター運営委員会等の開催

#### (3) 経営管理体制の整備

- ①事業評価の実施, 事業ごとの経過, 現状, 課題, 方針の確認, 事務事業の見直し等を行います。
- ②経営のあり方検討委員会の運営とその成果の実践に努めます。
- ③定款その他諸規定の整備を進めます。

#### (4) 財務管理運営の整備

- ①自主財源の確保
  - ア. 特別賛助会員, 賛助会員の加入率向上に努めます。
- ②適正な財務管理
  - ア. 効率的な資産運用の検討を行います。
  - イ. 事務処理の効率化に努めます。
  - ウ. 適正な資金管理に努めます。
  - エ. 新会計基準への円滑な移行に努めます。
- ③積極的な情報公開による透明性の確保

#### (5) 組織基盤の整備

- ①職員の人事管理, 労務管理の適正化
  - ア. 適正な労務管理の実施に努めます。
  - イ. 各種資格取得の促進, 助成に努め, 職員の資質の向上を図ります。
  - ウ. 産業医による職場巡視や健康診断の事後措置を実施します。
  - エ. 安全衛生委員会の活動の活性化を推進します。
- ②人材育成
  - ア. 職員の職業能力開発計画を策定します。
  - イ. 職員の資質向上のための自主勉強会の開催や各種研修会への参加を促進し, その助成に努めます。
  - ウ. 研修委員会の機能強化を図ります。
  - エ. 「自己啓発カード」を導入します。

## (6) 指定管理業務の推進

### ①指定管理施設の適正な管理運営

- ア. 基本協定, 事業計画書に基づく適正な管理運営に努めます。
- イ. 利用者への親切な応対に努めるとともに, 施設設備の安全管理体制の強化を図ります。
- ウ. 利用者サービスの向上に努めます。
- エ. 利用実績の向上及び経費の節減に努めます。
- オ. 施設機能を生かした地域との連携事業を検討し, その実施に努めます。

### ②障害者支援窓口

- ア. 障害者手帳や各種サービスの申請, 受付, 交付, 相談を実施します。(再掲)

## (7) 情報発信機能の強化

### ①広報広聴活動の強化

- ア. 「社協だより」, 「NEWS ほおっちょけん」の定期的な発行による, 地域情報発信や社協事業の積極的紹介
- イ. 「ホームページ」及び平成 26 年度開設の「フェイスブック」の有効活用
- ウ. 広報委員会の機能強化

### ②高知市社会福祉大会への住民参画拡大

## (8) 苦情解決機能の整備

- ①第三者委員との会議を開催し, 情報の共有を図ります。
- ②県社協主催の研修会等へ参加し, 情報の収集に努めます。

## (9) 福祉人材の育成支援

### ①各種実習生の受入体制の整備

## 2. 支え合いのあるまちづくりの推進

常に地域の課題に向き合い, 住民主体による地域福祉活動が推進できることをめざし, 地域住民, 行政, 事業者等と協働して地域福祉活動を推進します。また引き続き, 地域福祉活動推進計画目標 5 項目のうち「お互いさまの住民意識づくり」「地域福祉を推進するための体制基盤づくり」を重点目標として実践します。

### (1) 地域福祉活動推進計画の実践

#### ①小地域活動の推進

- ア. 福祉委員制度導入地区の拡大に努め 300 名の委嘱を目標とします。
- イ. 「居場所強化型見守り」としてのサロン活動の拡大及び継続させるための支援を強めます。また, 高齢者と児童の世代間交流の場づくりを重点とした取組みを行います。
- ウ. 「訪問型見守り」として「あんしんキット」導入地区及び取扱い本数の拡大を支援するとともに, 導入地区については継続的な見守りが可能となるよう支援します。
- エ. 災害時避難行動要支援者個別計画策定に取り組む地区への支援を行います。

## ②地区社協をはじめとする地域団体支援と相互理解の促進

- ア. 高知市地区社会福祉協議会連合会が、全ての地区の地域福祉活動についての情報発信、情報共有の場となるよう、事務局機能の強化を図ります。
- イ. 地区社協, 地区民児協, 町内会, 自治会, 公民館活動等が行う地域事業への支援, 協力, 相互理解の促進を図ります。
- ウ. 地域支え合い会議の開催支援については、地区社協単位での開催支援に加え、より小さな圏域での開催を積極的に支援します。
- エ. 地域貢献事業については、住民福祉向上のため、行政をはじめとするあらゆる関係機関と連携し、必要な制度外サービスが提供できるよう、柔軟な予算執行に努めます。

## ③市社協内の基盤体制の強化

- ア. 「オール社協」で地域福祉を推進するため、地域福祉課以外の職員を指名している「地区担当者」が名実ともに地区の窓口となれる支援体制を構築します。
- イ. 地域福祉コーディネーターは、政策的配置から2年が経過し、行政や住民からは更なる資質向上が期待されていることを踏まえ、地域福祉活動に必要なあらゆるスキルを身に着けるため、地域支援事例検討会をはじめとする社協内外で実施される研修活動に積極的に参加します。
- ウ. 課長・課長補佐級職員による「地域福祉検討会」の継続開催により、組織内での地域福祉活動推進に関する情報の共有化を進め、事業の連携強化を図ります。

## (2) 福祉教育の推進

- ①市社協職員を講師とした地域福祉, 成年後見, 介護, 障がい等に関する「出前講座」の取組みを拡大し、地域住民への周知と、「お互いさま」の意識づくりを推進するとともに社協事業の広報活動の場として機能させます。
- ②高校生を対象に、「こうち笑顔マイレージ」のボランティア受入施設等での新たに通所型の「高校生施設ボランティア体験学習」事業を開始します。(昭和61年から事業開始の宿泊型「高校生施設ボランティア体験学習事業(ワークキャンプ)」については事業廃止)
- ③「ほおっちょけんバッジ」の普及・「気づばりさん」登録の推進を強化します。
  - ア. バッジ6,000個(平成26年度3,500個)の普及と、「気づばりさん」については2,000名の登録(平成26年度は登録者119名)を目標とします。
  - イ. 主に小学生を対象としたアイマスク, 車いす体験(「ふれあい体験学習」)の場を活用したバッジの普及に努め、特に本年度は小学3年生へバッジ3,000個を配布します。

## (3) ボランティアセンター事業の推進

- ①ボランティアセンターの機能強化
  - ア. ボランティア活動に関する相談, 派遣調整, 登録受付等, センター機能を拡充します。
  - イ. 安心してボランティア活動に取り組めるよう, ボランティア活動保険への加入を促進します。
- ②こうち笑顔マイレージ, いきいき百歳体操会場助成(受託事業)の円滑な運営
- ③災害ボランティアセンターの運営協力団体(NPO 高知市民会議, 青年会議所)と定期的に情報交換を行い, 災害時にセンター機能が発揮できるよう連携及び相互理解を深めます。

#### (4) 共同募金事業の推進

##### ①共同募金運動の推進

- ア. 理事会の開催
- イ. 募金活動の実施

##### ②共同募金事業の改革

- ア. 支会・分会の在り方を改めて見直すとともに、事務事業の見直しを行います。
- イ. ファンドレイジング等、募金増策について高知市内外の先進事例を研究します。

#### (5) その他の事業

##### ①各種助成事業の実施

- ア. 名士チャリティ色紙展示即売会収益金等の小規模作業所への助成を行います。
- イ. 高知市老人クラブ連合会, 障害者団体等の活動を支援します。
- ウ. 青少年健全育成, ひとり親家庭への支援を行います。
- エ. 福祉施設の生徒等への援助を行います。

##### ②車いす等の福祉機器等の貸出し継続実施

##### ③高知弁護士会、法テラス高知の協力による月2回の無料法律相談を実施します。

- ア. 高知弁護士会との協力による既存の無料法律相談は、相談場所を高知市保健福祉センターからニッセイ高知ビルに変更し、毎月第3金曜日に開催します。
- イ. 新たに、法テラス高知と高知市生活支援相談センター（高知市、高知市社会福祉協議会、高知公共職業安定所、こうち若者サポートステーションによる協議会運営）の協力による無料法律相談を、毎月末（平日）にニッセイ高知ビルで開催します。

### 3. 福祉サービス利用支援等の推進

地域社会において判断能力が不十分な状態になっても安心して暮らすために、権利擁護に関する制度活用を基本とした相談機能を強化します。そのため、下記の事業を一体的に取り組むとともに、生活支援相談センター、行政、他機関とも連携しながら、利用者が自らの意思で自己選択、自己決定できる権利擁護の視点に立った支援を展開していきます。

#### (1) 成年後見サポートセンター事業の推進

- ①個別相談、申立て支援、後見候補者の推薦等の「成年後見利用支援事業」を充実します。
- ②成年後見人として活動している実務者に対する「成年後見活動支援事業」を充実します。
- ③専門職や高齢者支援センター等関係機関との情報共有を進め、それら機関との連携による相談機能を強化します。
- ④法人後見受任事業の充実
  - ア. 未成年後見についての受任の在り方を検討するとともに、その充実化を図ります。
  - イ. 運営委員会を開催します。
- ⑤地域や関係機関等への出前講座等を実施し、成年後見制度の普及・啓発を推進します。



⑥地域貢献できる人材育成を目的とした市民後見人養成の推進

ア. 基礎課程，応用課程の8日間の講座を開催します。

イ. 市民後見人養成講座フォローアップ研修を開催します。

**(2) 日常生活自立支援事業の推進**

- ① 住み慣れた地域で安心して在宅生活がおくれるよう，自立支援の推進事業に取り組みます。
- ② 成年後見制度の普及・啓発と併せ，地域や関係機関等への出前講座等を実施し，日常生活自立支援事業の普及・啓発を推進します。
- ③ 専門員の資質向上と関係機関及び他部門・他機関との連携による相談機能体制を強化します。
- ④ 成年後見事業等への移行支援など包括的な支援体制の構築に努めます。
- ⑤ 成年後見事業と日常生活自立支援事業の狭間にあり，両制度による支援の対象に該当しない利用者に対するサービスを検討します。

**(3) 生活福祉資金貸付事業の推進**

- ①生活福祉資金貸付制度の運用見直しに伴う，学校・民生委員・関係機関等への制度の周知に努めます。
- ②生活困窮者自立支援法の本格施行に伴う高知市生活支援相談センター等関係機関との連携を強化します。
- ③事務の効率化と相談員の資質向上に努めます。

**(4) 高知市障害者相談支援事業の推進**

- ①障害児・者及び家族等に対する総合相談窓口を開設します。
- ②障害児・者等に対する理解向上及び障害福祉に関する広報・啓発を行うとともに，関係機関団体との連携を強化し，ネットワークの構築に努めます。
- ③高知市自立支援協議会の運営に協力します。
- ④相談機能体制の強化  
ア. 専門相談員の資質向上に努めます。  
イ. 研修体制を構築します。

**(5) 生活困窮者支援の推進**

平成25年11月，生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づくモデル事業として，複数の課題を抱えている困窮者に対する第2のセーフティネットとなるべく，高知市生活支援相談センターを開設し，一定の成果をあげることができました。本年度は，その成果をふまえ，新規事業への取組みに併せ，よりきめ細かなサービスを展開していきます。

①緊急一時宿泊事業（シェルター機能）

住居を持たない生活困窮者に住まいを確保するサービスの創設を目指します。利用対象者は，複数の課題を抱え生活に困窮している原則稼働年齢層の方とし，自立に向けての総合的な支援を，生活支援相談センターと連携して行います。

## 4. 在宅福祉サービスの推進

事業所ごとの地域性や課題に着目しながら「介護等の支援を要する状況となっても、住み慣れた地域で、いきいきと生活したい」という多くの地域住民の願いに応えるための支援に取り組みます。

### (1) 介護保険事業の推進

#### ①居宅介護支援事業

介護支援専門員が、要介護者又は要支援者に対し、介護保険サービス等を適切に利用できるように、各種申請代行、介護サービス計画の作成及び在宅サービス事業者や医療機関等との連絡調整、介護保険施設への紹介などのサービスを提供します。

- \*高知市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所(塩田町)
- \*土佐山指定居宅介護支援事業所(土佐山)
- \*介護センターあじさい会館 指定居宅介護支援事業所(春野町)

#### ②通所介護事業

要介護者又は要支援者をデイサービスセンターに迎え、デイサービス職員が、入浴や食事の提供、機能訓練、日常生活上の相談援助等のサービスを提供します。

- \*指定通所介護事業所 デイサービスセンターふれあい(塩田町)
- \*指定通所介護事業所 土佐山デイサービスセンター(土佐山)

○27年度の報酬改定により、小規模事業所(土佐山事業所が該当)は大幅な減収が見込まれるため、デイサービスふれあい(通常規模事業所:塩田町)のサテライト事業所に運営を切り替え、安定経営に取り組みます。

- \*介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所(春野町)

#### 【付随実施事業】

##### ア. 生きがいデイサービス事業

要介護認定非該当の高齢者に対する生きがい支援と、社会参加促進のため、活動の場や、機能訓練、食事等のサービスを提供します。

- \*土佐山健康福祉センター
- \*春野あじさい会館

##### イ. 基準該当生活介護事業

通所介護事業所(介護保険)において、生活介護事業の利用要件を満たした障害者を受け入れ、日中の介護サービスを提供します。

- \*指定通所介護事業所 デイサービスセンターふれあい(塩田町)
- \*指定通所介護事業所 土佐山デイサービスセンター(土佐山)
- \*介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所(春野町)

#### ③訪問介護事業

訪問介護員が、要介護者又は要支援者に対し、家庭を訪問し、食事、排泄、入浴等の身体介護や、調理、掃除、洗濯、買い物等の生活援助のサービスを提供します。

- \*指定訪問介護事業所ヘルパーステーション(塩田町)
- ヘルパーステーション土佐山出張所(土佐山)を一体的に運営
- \*介護センターあじさい会館 指定訪問介護事業所(春野町)

## 【付随実施事業】

### ①軽度生活援助事業

家事等が困難な介護認定非該当の高齢者に対し、訪問介護員の派遣により、軽易な生活援助を提供します。

\* 指定訪問介護事業所ヘルパーステーション(塩田町)

## (2) 障害福祉サービス事業の推進

### ①居宅介護等事業

訪問介護員が、障害者に対し、家庭を訪問し、食事、排泄、入浴等の身体介護や、調理、掃除、洗濯、買い物等の生活援助のサービスを提供します。

\* 高知市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所(塩田町)

\* 介護センターあじさい会館 指定居宅介護事業所(春野町)

### ②同行援護事業

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む。), 移動の援護等のサービスを提供します。

\* 高知市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所(塩田町)

\* 介護センターあじさい会館 指定居宅介護事業所(春野町)

## 【付随実施事業】

### ア. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、余暇活動、官公庁や金融機関の手続等、社会生活に必要な移動サービスを提供します。

\* 高知市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所(塩田町)

\* 介護センターあじさい会館 指定居宅介護事業所(春野町)

### ③生活介護事業

日中において、介護が必要な障害者を施設へ迎え、排泄、入浴、食事等の介護及び創作活動やレクリエーション、外出等の機会を提供します。

\* 高知市南部障害者福祉センター 指定生活介護事業所(百石町)

## 【付随実施事業】

### ア. 日中一時支援事業

生活介護の利用要件を満たさない障害者に対する通所サービスを提供します。

\* 高知市南部障害者福祉センター 指定生活介護事業所(百石町)

### ④就労継続支援B型事業

働く意欲を持ちながら、雇用されることが困難な障害者に、働く場を提供し、作業や生活体験、仲間との交流、親睦等を図り、働くことの喜びや連帯感、自立心、向上心、社会性を育みながら、社会の一員として日常生活が送れるよう支援します。

\* 指定就労継続支援B型事業所きずな(旭町)

○新たに以下のサービスの充実を図ります。

- ・送迎サービスの新規実施
- ・祝日営業の開始

#### ⑤指定一般相談支援・指定特定相談支援事業

障害児・者等が、様々な福祉サービスを自らの選択に基づいて受けられることができ、住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう次のとおり支援を行います。

ア. 障害児・者等に対する権利擁護の視点に立った情報提供などの基本相談支援

イ. 障害者等が長期的な入院・入所等から地域生活へ移行・定着するための支援

ウ. 障害児・者等が地域での自立した日常生活を行うためのサービス等利用計画作成支援

### (3) 各種受託事業等の推進

#### ①外出支援サービス事業

病院への通院や外出支援等、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、送迎・付き添いサービスを提供します。

\*土佐山健康福祉センター

#### ②介護保険・障害福祉サービス給付外有償サービス

ヘルパーの派遣により、介護保険、障害福祉サービス等が適用されない介護サービスを提供します。

\*保健福祉センター

\*春野あじさい会館

#### ③社会参加促進事業

各種講座の開催や啓発活動を通じて、障害者の社会参加を促進します。

\*障害者福祉センター(旭町)

#### ④障害者支援窓口事業

身体・知的障害者を対象として、障害者福祉に関する各種手続を実施します。

\*障害者福祉センター

\*東部健康福祉センター

\*南部健康福祉センター

\*春野あじさい会館

#### ⑤在宅介護支援センター事業

土佐山地区において、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種保健福祉サービスが総合的に受けられるよう支援します。